

第3期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画(藤沢市データヘルス計画) 及び第4期藤沢市特定健康診査等実施計画の策定について(素案)

1 計画策定の背景

本市では、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(以下、「指針」という。)に基づき、平成30年度から令和5年度にかけての「第2期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画(藤沢市データヘルス計画)・第3期藤沢市特定健康診査等実施計画(以下、「前計画」という。)」を策定し、各事業の取組を進めてきたところです。

これまで、国は全国の保険者に対し、データヘルス計画の策定を推進してきましたが、各保険者の実施する保健事業はさまざまで、評価の指標も性格や定義が統一されていなかったため、客観的な評価が困難でした。

このことから、国は、第3期データヘルス計画の策定に向け、共通の評価指標で保健事業を評価し、成果が出ている保険者から効果的な知見を抽出することを目指し、「データヘルス計画の標準化等の取組の推進」を打ち出しました。

本市は、国のこうした方針に基づき、新しい計画である「第3期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画(藤沢市データヘルス計画)及び第4期藤沢市特定健康診査等実施計画(以下、「本計画」という。)」を策定するものです。

2 本計画の位置づけ

「国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」は、国保データベース(KDB)システムのデータ分析に基づき、目的、目標、実施内容を定め、効果的・効率的な保健事業を実施するために策定するものであり、「特定健康診査等実施計画」は、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を効果的・効率的に実施するために策定をするものです。いずれも国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図ることで、健康寿命の延伸、医療費の適正化に資することを目指します。

本市では、前計画と同様、藤沢市データヘルス計画と藤沢市特定健康診査等実施計画を一体的に、関連する市の計画(「藤沢市健康増進計画」「藤沢市高齢者保健福祉計画・藤沢市介護保険事業計画・藤沢市認知症施策推進計画」と)と整合性を図りながら策定します。

また、本計画の推進に際しては、「持続可能な開発目標(SDGs)」の「2030年までに達成すべき17の目標」のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」の主旨を踏まえ、各事業に取り組みます。



3 国によるデータヘルス計画の標準化の推進

データヘルス計画の標準化では、健康課題解決のための事業設計ができる計画様式を使うこと、また、都道府県ごとに共通の評価指標を設定することが求められています。このことにより、市町村の実績の比較や、効果の出ている保険者の保健事業の方法・体制を共有するなど、より良い事業推進につなげることが期待されます。

なお、本計画は、国の標準化を踏まえた内容とするため、前計画とは構成等が異なりますが、前計画の最終評価を活かして策定をするものです。

4 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

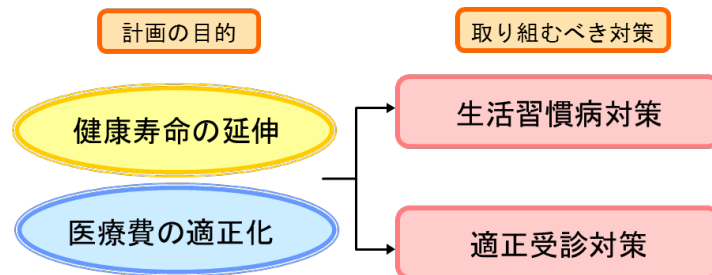
また、計画開始後3年目となる令和8年度に中間評価を実施し、令和11年度には最終評価を行います。

	第2期計画		第3期計画				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
前計画期間	→ 本計画期間						
最終評価			→ 中間評価				→ 最終評価
本計画策定							→ 次期計画策定

5 計画の目的

本計画では、対象者となる国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、生活習慣病などに係る医療費の増大を抑制するとともに、適正な医療受診を促進することで、「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を目指します。

なお、前計画においては「健康寿命の延伸」「医療費の適正化」「健康力の向上」を基本理念として掲げていましたが、「健康力の向上」は、「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」に資するものであることから、本計画においては目的を二つに整理しました。



6 実施体制

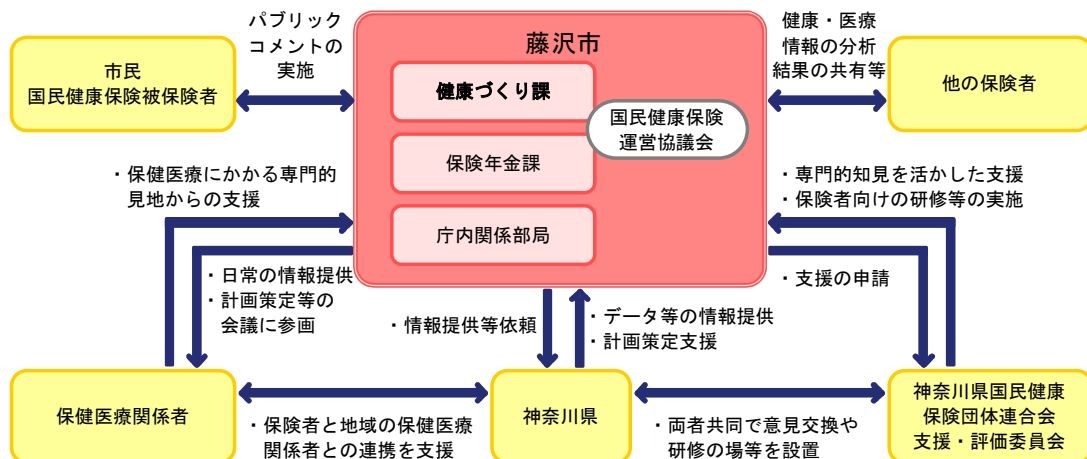
(1) 庁内の連携体制の確保

藤沢市国民健康保険における健康課題の分析や本計画の策定、保健事業の実施・評価等は、保健事業を担う健康づくり課と、国民健康保険事業を担う保険年金課が連携し、庁内関係部局の協力を得て実施します。

また、藤沢市国民健康保険運営協議会に対し、適宜、本計画の進捗について報告していくものです。

(2) 関係機関との連携

本計画の実効性を高めるため、共同保険者である神奈川県のほか、国民健康保険団体連合会や連合会内に設置される支援・評価委員会、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会などの保健医療関係者等と健康課題を共有し、連携強化に努めます。



7 健康・医療情報の分析

本計画の策定に当たり、これまでのレセプトデータなどから得られた入院・外来、疾病別の医療費や生活習慣病に係る医療費、重複受診者の状況、ジェネリック医薬品の使用状況に加え、特定健康診査等で得られた受診者の健康状態や治療状況など六つの項目に分類し分析しました。

これらの分析結果から得られた健康課題をまとめ、本計画の個別保健事業の設定に反映をしていきます。

8 前計画の最終評価

前計画においては、「こくほ健康診査受診率・特定保健指導利用率の向上」、「生活習慣病等の適正受診の促進」、「健診・医療費等データの活用」を基本目標として、保健事業を実施してきました。

「こくほ健康診査受診率・特定保健指導利用率の向上」については、未受診者への受診勧奨など効果的な手法を模索しつつ、進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大などもあり低下しました。今後については、市医師会をはじめとする関係機関との連携体制を強化し、受診率向上等に取り組んでまいります。

また、「生活習慣病等の適正受診の促進」については、医療受診の必要な人の割合が下がり、ジェネリック医薬品の使用割合が目標に近づくなど、一定の成果が見られました。

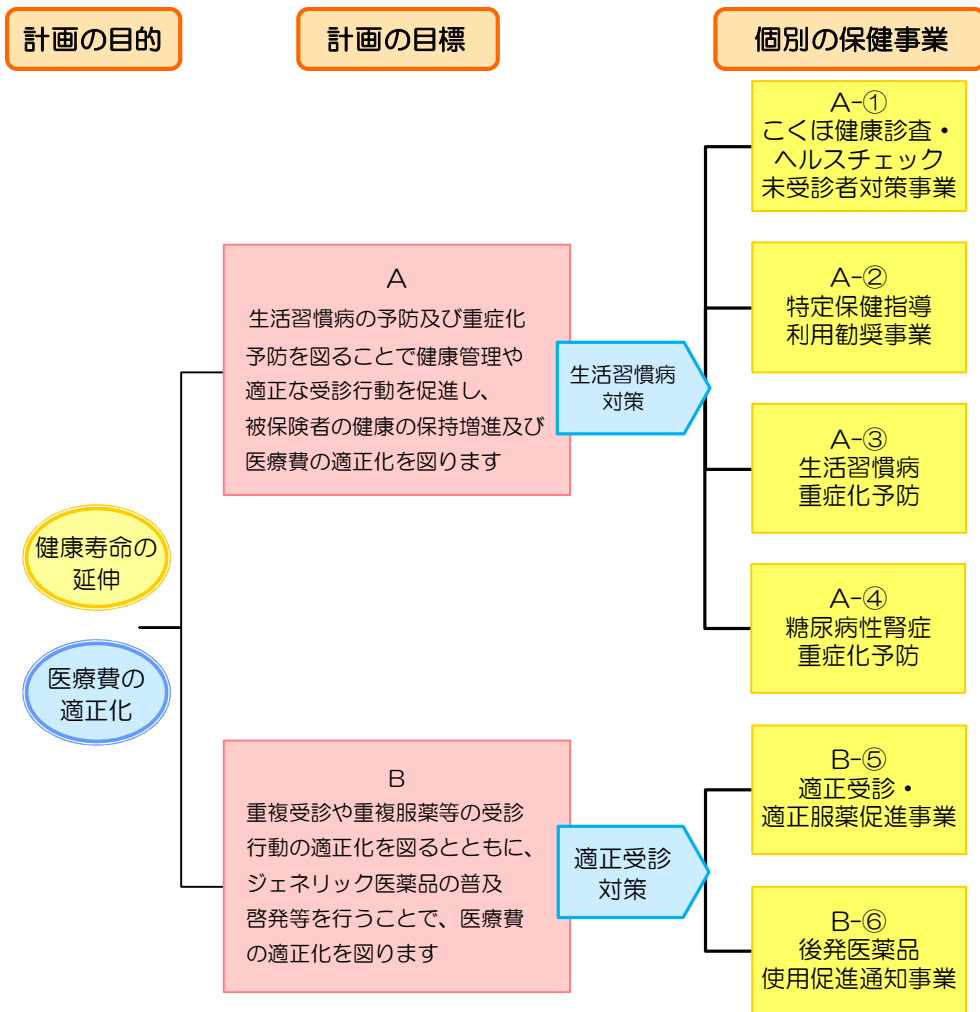
「健診・医療費等のデータ活用」については、保健事業の評価に活用するなど、事業を実施する上での根幹となることから、引き続き取り組んでまいります。

これらの最終評価については、今回の計画に活かし、推進してまいります。

9 本計画の取組

本計画の目的は、次の体系図のとおり「健康寿命の延伸」「医療費の適正化」とし、健康・医療情報等の分析結果に基づく健康課題や、前計画の最終評価から、計画の目標を「生活習慣病対策」と「適正受診対策」に定め、それぞれの対策として6つの個別保健事業を実施します。

これらの事業を実施するにあたり、県が設定した共通の評価指標である「特定健康診査受診率」や糖尿病重症化予防の指標である「HbA1c 8.0%以上の者の割合」など、計画全体の評価指標を定め、目標の達成を目指します。



10 策定のスケジュール（予定）

- 令和5年11月20日～12月20日 パブリックコメント実施
- 令和6年1月 藤沢市国民健康保険運営協議会にて最終案を報告
- 令和6年2月 市議会定例会にて最終案を報告
- 令和6年3月 第3期藤沢市国民健康保険保健事業実施計画（藤沢市データヘルス計画）及び第4期藤沢市特定健康診査等実施計画策定

以上

（事務担当 健康医療部健康づくり課）